

島根県医師会スポーツ医部会規約

(名称及び事務所)

第1条 本部会は、島根県医師会スポーツ医部会と称し、事務所を島根県医師会館内に置く。

(目的)

第2条 本部会は、スポーツ医学に関心のある医師相互の連携を深め、スポーツ医学の進歩・発展と普及を図り、地域住民に対する運動・スポーツを通じての健康増進・管理、疾病予防等に資することを目的とする。

(組織)

第3条 本部会は、次に掲げる者をもって組織する。

一 島根県医師会会員にして、日本医師会認定健康スポーツ医のほか、健康スポーツ医学に関心のある医師

二 島根県在住もしくは勤務の公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツドクター及び日本スポーツ協会公認スポーツドクター養成講習会を受講中又は受講を申請中で、第2条の目的に賛同する医師

(事業)

第4条 本部会は、第2条の目的達成のため次に掲げる事業を行う。

- 一 学術講演会・研修会等の開催、情報交換及び広報
- 二 スポーツ・運動と健康づくり及びスポーツ医学に関する調査研究
- 三 スポーツ選手の健康管理に関する事項
- 四 学校保健、産業保健及び島根県スポーツ協会等各種スポーツ団体との連携並びにスポーツ医事への協力
- 五 その他目的達成に必要な事項

(役員)

第5条 本部会に次の役員を置くものとし、総会において選出する。

部会長	1名
副部会長	2名
委員	若干名
監事	2名

- 2 部会長は、本部会の会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し部会長に事故がある時はその職務を代行する。
- 4 委員は、会務の執行運営にあたる。
- 5 監事は、事業及び会計を監査する。

6 役員任期は島根県医師会役員任期に同じとする。

(顧問)

第6条 本部会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の決議を経て、部会長がこれを委嘱する。

3 顧問の任期は、部会長の任期に同じとする。

(会議)

第7条 会議は、役員会及び総会の2種とし、部会長が招集して議長となる。

2 役員会は、部会の運営並びに第4条に掲げる事業について審議する。

3 総会は、毎年1回開催し、部会長が必要と認めた時は、臨時総会を開催することができる。

(総会の任務)

第8条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

一 規約の変更

二 委員及び監事の選任

三 顧問の委嘱

四 その他役員会において、総会に付議することを相当と認めた事項

2 総会において、部会長は、次に掲げる事項の承認を受けなければならない。

一 決算に関する事項

3 総会において、部会長は、次に掲げる事項を報告する。

一 事業計画

二 予算に関する事項

(経費)

第9条 本部会の経費は、会費・補助金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会費は次の区分により徴収する。

一 島根県医師会に加入している部会員

年額5,000円とする。

二 島根県医師会に加入していない部会員

年額6,000円とする。

3 会費の徴収は、部会員が指定する銀行において預金口座振替により毎年度の3月末までに徴収するものとする。但し、島根県医師会に加入していない部会員は、納付通知書により徴収するものとする。

4 第3項の預金口座振替による徴収を希望しない部会員については、別に定める納付通知書により徴収するものとする。

5 既納の会費は還付しない。

6 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

附 則

(施行期日)

1 本規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(役員における経過措置)

2 本規約施行の際、現に役員職にある者は、改正後の規約に基づき、役員として任命されたものとみなす。

3 平成30年6月10日一部改正、平成31年4月1日施行

4 令和元年6月9日一部改正、平成31年4月1日施行

5 令和4年6月12日一部改正、令和4年4月1日施行